

市民税・県民税 減免申請手続きについて

下表に該当し、納税が著しく困難になった人を対象に、市民税・県民税の減免申請を受け付けています。

事由	減免申請できる人	合計所得金額の要件	添付書類
① 雇用保険受給	現在、雇用保険の基本手当を受給している人。 (基本手当の支給が既に始まっていること)	前年中、500万円以下 (給与所得に係る所得割が減免の対象となります)	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給資格者証[職業安定所発行] ※ 前年度12月31日以前に雇用保険の基本手当の受給が終了している場合には、市民税・県民税の退職による減免の申請にかかる無職であることの申立書、退職日の確認できる書類が必要となります。
	雇用保険の基本手当を受給していた人。※ (基本手当の支給終了後、引き続き現在も無職であること)		
② 退職	勤務先を退職後、現在まで3ヶ月以上引き続き現在も無職の状態が継続している人。(雇用保険に未加入または公的年金の受給を選択したため雇用保険を受給できない場合)	前年中、500万円以下 (給与所得に係る所得割が減免の対象となります)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税・県民税の退職による減免の申請にかかる無職であることの申立書 ・退職日の確認できる書類
	勤務先を退職後、現在まで3ヶ月以上引き続き現在も無職の状態が継続している人。(出産育児等の理由で雇用保険の受給期間延長を認められている場合)		
③ 死亡	納税者が亡くなられたため納税義務を承継した相続人のうち、納税義務者の生前の事業を継承していない人。	納税義務者及び相続人共に前年中、500万円以下 (継承されない事業所得、給与所得、公的年金による雑所得に係る市・県民税が減免の対象となります)	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人の所得がわかる書類(未申告または今年1月1日現在、市外居住の方のみ) ・廃業届(納税義務者の所得が事業所得の場合のみ)
④ 疾病	疾病及び天災・事故等による負傷のため、3ヶ月以上引き続き現在も入院または通院の状態で、3ヶ月以上引き続き現在も無収入の状態が続いている人。	前年中、500万円以下	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書(入院や療養期間が3ヶ月以上でそれにより就労困難であることが確認できるもの) ・無収入になった日が確認できる書類
⑤ 所得の激減	退職、休職、転職、倒産、廃業により、今年中の合計所得金額が前年中の譲渡等の一時所得を除く合計所得金額と比べ5割以下に減少すると認められる人。 (今年中の合計所得金額が確定した時点で、前年中の所得と比較して5割以下に減少しているか判定するため、今年度1月から3月末までに申請してください。育児休業中の人の申請できる期間については、ご相談ください。)	前年中、500万円以下	<ul style="list-style-type: none"> ・左記事由およびその事由が発生した年月日が確認できる証明書等 ・今年中の所得が確認できる書類(確定申告書等)
⑥ その他	今年1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦・ひとり親に該当し所得割が課税されている人。	前年中、155万円以下	
	生活保護法による生活扶助を受けている人。	なし	・生活保護受給証明書
	災害により被害を受けた、住宅または家財への損害金額(保険金、損害賠償金等で補てんされた金額を除く)がその住宅または家財の3/10以上であるもの。	前年中、1000万円以下	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署または警察署が発行するり災証明書等 ・災害を受けた資産の明細書

申請に必要なもの

市民税・県民税納税通知書

上記の添付書類(他の書類等の提出が必要となる場合があります。)

申請期限

原則、課税される年度の3月31日まで。

注意事項

- * 所得の内容や事由によっては減免の対象にならない場合がありますので、ご申請の際には市民税課へご相談ください。
- * 市・県民税の減免には、所得金額等の制限があります。
- * 減免は事由発生日以降に到来する納期分の税額に適用されます。
- * 資産性のある所得、雑所得、譲渡所得等にかかる税額は、減免の対象にはなりません。
- * 当該申請に虚偽のあることが判明した場合、減免を取り消す場合があります。